

GLOBAL BUSINESS DIALOGUE ON
ELECTRONIC COMMERCE



認 証 ・ セ キ ュ リ テ ィ

ISSUE GROUP CONFERENCE BRIEF
Final Paper

1 9 9 9 年 9 月 1 3 日

議長： 日本電気株式会社 専務取締役 吉川 英一

シエルパ役： 日本電気株式会社 島 直
Tel: (81) 3 3798 8469
Fax: (81) 3 3798 9612
e-mail: Shima@mesh.ad.jp

地域代表
(アメリカ州)： コンピュータ・アンドコミュニケーションズインダストリ・ア
ソシエーション エド ブラック
Tel: (1) 202 783 0070
Fax: (1) 202 783 0534
e-mail: eblack@ccianet.org

地域代表
(欧州/アフリカ州)： ブロカット・インフォシステムズAG マルテ ボルヘルデ
イン
Tel: (49) 711 788 44 231
Fax: (49) 711 788 44 779
e-mail: Malte.borcherding@brokat.com

はじめに

GBDe は、プロテクションとプロモーションの二つの観点からの検討が、電子商取引における認証メカニズムとセキュリティの発展の為に、極めて重要であると考えます。

プロテクション：取引を不正アクセスや不法介入から保護することにより、電子商取引の信頼性を確保することが重要です。民間は電子商取引サービスを安全に提供する必要があります。政府は必要最小限の法的枠組みを提供するべきです。例えば、電子認証に従来の手書きの署名・印鑑と同等の法的効力を持たせることや、悪用を阻止する為の法的枠組みの制定などが挙げられます。

プロモーション：電子商取引における認証・セキュリティの利用環境を整備することも極めて重要です。電子商取引の各々の担い手に、産業界主導の下グローバルな発展を続ける、オープンな高度競争マーケットへの、参加意欲をかきたてるようになります。民間では、既に認証・セキュリティの基盤の開発・導入と、その基盤を利用した電子商取引を実施しています。政府はこれら民間の成果をふまえて、暗号製品の自由な利用と輸出入とを保証することで、認証・セキュリティに関する世界的に調和した原則を作り上げるべきです。

提言

電子認証に関する政府への提言

国際的枠組み確立のための政府間協力

国内、国際、そして複数の国を跨る地域に置かれた多くの発議団体が、認証に関するライセンスの与え方や規制やガイドラインを策定してきましたが、それらの中には、世界的な電子商取引の障害となりうるものも見受けられます。従って、民間と政府との間での、或いは一体となつての国際的な協力により、矛盾する政策を回避し、永続的かつ柔軟な枠組みを作ることが重要です。その枠組みは技術的に中立であり、個別契約の有効性が明確であり、そして地域間あるいは国家間での拙速な

電子認証製品・サービスは、安全な電子商取引の為に必須です。安全で信頼性の高い認証システム・サービスの開発は、電子商取引の発展と利用者の信頼を向上させます。以下の原則は、これらの目的の実現にあたり重要です。

- 業界主導による自主的な認定メカニズムが存在すれば、認証システム・サービスがユーザの信頼を受けるのに役立ちましょう。
- 産業界は市場のニーズに従い、運用ガイドラインやコンセンサスに基づく自主的な標準を開発しなければなりません。
- その様なガイドラインや標準を策定する際には、産業界は国際的事情と・国内的な事情とを合わせて考慮する必要があります。

暗号に関する政府への提言

暗号の開発と利用・取引の自由化

強力な暗号は、情報社会の安全の為に必須です。その開発、利用、流通、輸出を規制することは、個人のプライバシー保護の為に、またビジネスにおけるセキュリティ確保に関しての、正当な要求を脅かすこととなります。従って、我々は以下を強く提言します。

- 暗号製品・サービスの、国際流通に関する規制の撤廃
- ユーザによる、ニーズに合致した暗号製品の種類と強度の、選択の自由
- 鍵回復及び信頼できる第三者への鍵供託に関して、国家権力による間接的あるいは直接的な命令はあってはなりません。法の執行によるアクセスは鍵の所有者の承諾、または裁判所の命令によってのみ行われることとすべきです。
- 政府はOECDガイドラインのうち特に、ユーザによる選択、産業界主導・市場原理に基づく製品・サービス開発、ユーザの信頼を勝ち得るに足る国際標準、に関する方針を採用し実施に移すべきです。

追記

電子商取引のセキュリティにおける信頼を向上させるための提言

追加として、以下の方針の実現は電子商取引の発展の強い誘因となると考えます。

- 政府は市場原理に基づく安全な認証メカニズムを更に発展させるために、自らの強力な調達力を活用すべきです。
- 大地震やテロ行為など非常事態に備えるための、世界的なサポートシステム

問題解決を回避するものでなければなりません。GBDe は、総ての方針決定者が、以下の方針に則った国際的な枠組み作りに参加することを勧奨します。

- 既存のルール間の調和と、最小限の新規ルールの採択
- 当事者間での契約の自由
- ユーザによる適切な技術、または認証メカニズムの、選択の自由
- 技術と、その実現方法に関する中立性
- 非差別化～ほぼ同等なサービスの提供者とその利用者とを、客観的基準に基づいて、平等に取り扱うこと
- すべての認証方式（技術、ビジネス）は「正当性の証し」を目指している、ということ念頭に置くこと

電子署名の法的効果、一方での当事者間での契約の自由と、その他の提言

電子署名は、手書きの署名や印鑑と同じ法的効果をもつべきです。この目標を達成するために、法的措置がとられるべきです。その結果として、必要な法的安全性が利用者に提供されます。

- 政府は、利用当事者が信頼するに足るとする認証方法を利用していくことに関して、当事者間の契約の自由を保証し続ける、あるいは妨げるものがないような政策を採用すべきです。
- 規制が必要な場合、それが新しい技術導入の妨げとなるものがないよう、技術的に中立であるべきです。
- 民間は、高度競争環境下で貿易障壁なく自由に認証サービスを、開発・提供できなければなりません。
- ユーザのニーズを満たす為には、認証サービスは多種あるべきであり、利用者によるその選択の自由が保障されるべきです。
- 認証のレベルは明確化されるべきであり、産業界は市場のニーズを満たすために、多様なレベルの認証を自由に開発・提供できるようにされるべきです。
- 認証製品やサービスの、国境を越えての国家間での法的有効性を保証するメカニズムが、作り出されるべきです。

電子認証に関する民間への提言

認証システム・サービスの民間による開発

の設立がなされるべきです。

- 電子商取引の危険性ばかりを強調するのではなく、社会にその利点を十分に認知させる教育的努力がなされるべきです。